

平成24年（あ）第148号 道路交通法違反，自動車運転過失傷害被告事件

平成24年3月26日 第三小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人東山尋明の上告趣意は，憲法違反をいう点を含め，実質は事実誤認，量刑不当の主張であり，補佐人Aの上告趣意は，事実誤認，単なる法令違反の主張であって，いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって，同法414条，386条1項3号，181条1項ただし書により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官  
大谷剛彦 裁判官 大橋正春)